

# 泉が丘公園

## 分区園利用の手引き

指定管理者 株式会社<sup>しゅんほうえん</sup>春峰園



## 1 分区園の概要

場所	泉が丘公園 泉区和泉が丘 3-6
区画	個人用分区園 12 m <sup>2</sup> 25 区画 団体用分区園 24 m <sup>2</sup> 2 区画
利用 期間	4月1日から3月31日までの1年間 ※希望者は1年間の期間延長が可能です。 利用期間終了時には区画とロッカーを整理し、原状回復をお願いいたします。
使用料	1区画あたり 12 m <sup>2</sup> 10,800円（年間） 24 m <sup>2</sup> 21,600円（年間）
利用 時間	日の出から日没まで ※分区園は公園内に設置されています。 公園は24時間開放されていますが、安全面や近隣の方々への配慮から原則として日の出から日没までという利用時間を設けています。



## 2 施設の利用について

### ○トイレについて

公園内にはトイレが1箇所あります。

分区園エリアではなく、公園のエリアにあり、一般利用の方も利用されるトイレです。

私物を置いたり、着替えて長時間占拠したりしないようにしましょう。

### ○ロッカーについて

園内に倉庫があり、その中にロッカーがあります。1区画につき1つのロッカーが割り当てられています。ロッカーの位置は末尾の位置図をご確認ください。

決められたロッカーを使うようにしてください。

ロッカーには、分区園での作業に必要な道具類や帽子、作業着などを置くことができます。

農具はできる限り水で洗い、土を落として軽く水を切ってから置くようにしてください。



## ○倉庫とロッカーの鍵について

倉庫2箇所（ロッカー、貸出用農具庫）とロッカーの扉には鍵がついています。

それぞれ1本ずつ利用開始時に貸し出します。

一般の公園利用者は倉庫の利用は基本的にできないようになっています。利用者同士で声を掛け合い、最後に倉庫を出る方が必ず鍵をかけて戸締りをしてください。

また、管理者は分区園内での盗難・物の紛失に関して一切の責任は負いかねますので、貴重品の管理には十分お気を付けください。

鍵の複製を希望される方は指定管理者へ連絡をして下さい。無断で複製した場合は複製した鍵も回収させていただきます。鍵の紛失や故障があった場合も指定管理者へ連絡をしてください。

鍵は利用終了時に返却をお願い致します。複製をお渡ししている場合はすべての鍵の返却をお願い致します。

※鍵の紛失等、利用者の責に帰すべき理由で鍵を複製する必要がある場合は、1本につき500円の複製料を徴収します。



○備品の利用について

倉庫内には、利用者が共同で使えるスコップやクワ、  
ジョウロなどの備品を設置します。

使用後は水で洗い、土を落として軽く水を切ってから元  
あった場所へ戻してください。

共用の備品を持ち帰ったり、個人のロッカーへしまい込  
んだりしないでください。

○清掃・管理について

月2回程度、指定管理者による巡視と清掃を行います  
が、日常的な清掃や管理は利用者自身で行うように願  
いします。

ロッカーの整理整頓や倉庫内の美化、ごみの持ち帰りな  
ど行っていただきます。



## ○来園手段について

来園は自転車か徒歩でお願いします。

駐車場はありませんので自動車やバイクでの来園はご遠慮ください。

自転車は駐輪場へ停めてください。駐輪場は譲り合ってご利用ください。

分区園内や倉庫棟前、公園の前の道路上などへの駐輪はご遠慮ください。

また、駐輪場での自転車の盗難については一切責任を負いかねますのでご了承ください。

## ※資材運搬サービスについて

分区園の使い始め、使い終わり、植え替え時期などで大荷物を運ぶ必要がある場合は、指定管理者が運搬を無料で行います。事前に相談いただければ、日時の調整を行い、自宅から公園へ運搬致します。お気軽にご相談ください。



### 3 分区園の利用について

○分区園で栽培できる作物について  
野菜や花を栽培できます。

利用期間内(1～2年)に栽培が終了するものとします。  
隣の区画へ日光が当たらなくなってしまうたりする樹木や、繁殖力が強く隣の区画に伸びていってしまったりするものは栽培しないでください。  
高さの制限は支柱も含めて 1m80cmまでとします。

○水道の利用について  
倉庫棟前と分区園スペース内の水道を利用できます。  
蛇口にホースをつないで利用することは禁止です。  
バケツやジョウロを使用してください。

※ 倉庫横に雨水タンクを設置しています。水やりや農具洗いに活用下さい。

○ゴミについて  
分区園の作業で出た野菜ゴミは園内のコンポストに投入できます。 抜いた草や摘んだ花がらなどは、園内の植栽に捨てたり、区画の隅に貯めて置いたりしないようにしてください。また、公園前のゴミ集積場に捨てないでください。



### ○コンポストの活用について

野菜ごみを回収し、堆肥を作るためのコンポストを設置しています。コンポストに表示してあります手順に従いご使用ください。

### ○農薬の使用について

農薬の使用は原則禁止です。

例外的に使用を認める場合がありますが、必ず事前に指定管理者へ連絡してください。

使用する農薬の種類や使用方法などを確認してから許可を出します。

農薬の使用によって隣接する区画への影響がでる恐れがあり、トラブルのもとになりますので、ご協力をお願いいたします。

### ○栽培記録の提出について

分区園を継続して利用できるのは1年または2年です。

次の利用者が前の利用者と続けて同じ作物を栽培してしまうと連作障害によって思うように栽培ができなくなってしまう恐れがあります。

次の利用者へ情報提供ができるように年に2回栽培記録の提出をお願いいたします。提出時期や方法は、掲示等でご連絡しますので、ご確認お願い致します。用紙は原則、現地配布・メール・HP上の配布とし郵送での配布は行いません。



## 4 禁止行為について

### ○工作物の設置

分区園内に工作物を設置することは禁止です。

倉庫内に棚を設置したり、分区園内に堆肥置場を新たに設置したりする等、許可なく工作物が設置されていた場合には撤去させていただきます。

### ○決められた区画以外での耕作

契約した区画以外での耕作は禁止です。

他の利用者の迷惑となりますので、決められた区画内での耕作をお願いいたします。

### ○決められた区画以外での採集

契約した区画以外での採集は禁止です。他の利用者の迷惑となりますので、決められた区画内での採集をお願いいたします。



○分区園の第三者への貸与

分区園は応募した家族またはグループのみ利用することができます。

第三者への貸与は禁止ですので、おやめください。

○利用の停止について

前述のような禁止行為を行った場合や下記に該当する場合には利用を停止させていただく場合がありますのでご注意ください。

- ・同一世帯、同一グループによる複数区画利用
- ・分区園の設置の目的に反する使用をしたとき
- ・長期間にわたり栽培がなされていないとき
- ・その他管理上必要と認められるとき

利用の停止を行う場合には、原則として使用料は返金しませんのでご了承ください。



## 5 緊急時の対応について

### ○けがをしたとき

倉庫内に共用の備品として救急箱を設置します。

けがをされたときにはご利用ください。

けがの程度により近隣の病院へ受診した場合は、指定管理者へご報告をお願いいたします。

### ○事故・事件が発生したとき

分区分区内で事故が発生した時には指定管理者へご連絡ください。

負傷者がいる場合にはけがの状態により、119番へ連絡をしてください。

不審物を発見したり、不審者を見かけたりしたときには泉警察署(045-805-0110)へ連絡した後、指定管理者へご連絡ください。

緊急性のある場合には110番へ通報してください。



## 6 問い合わせ・連絡先

分区園の利用についてお困りのことや施設の不具合など  
ありましたら指定管理者までご連絡ください。

### 【指定管理者本部】

株式会社 春峰園

横浜市金沢区釜利谷東8-3-20

TEL：045-783-8009（平日9時から17時）

FAX：045-783-8019

HP：<https://www.shunpoen.co.jp>



### 【夜間・休日 緊急連絡先】

TEL：070-1069-4550

### 【横浜市】

環境創造局 南部公園緑地事務所

TEL：045-831-8484

情報配信中です！

HP



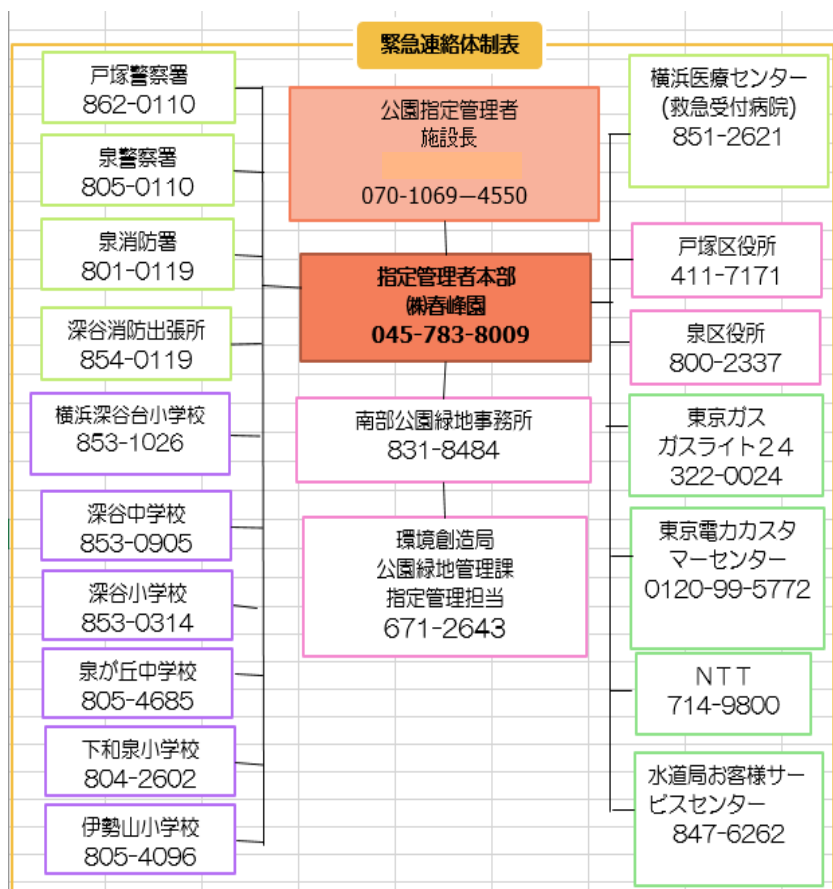
Facebook



X (旧 twitter)

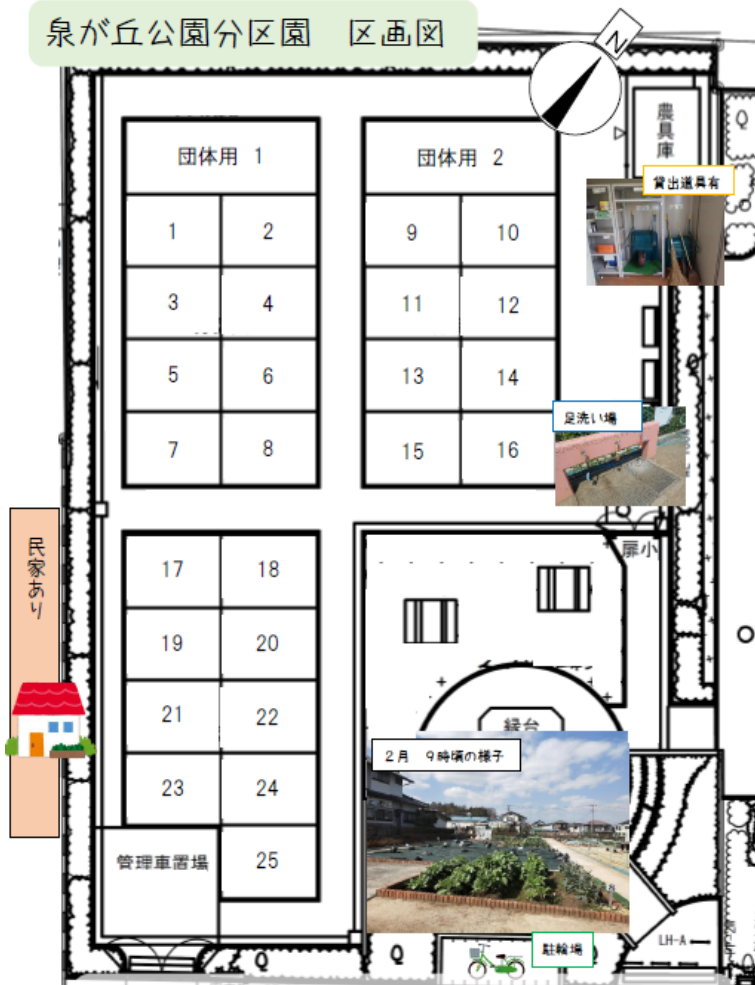


## 緊急連絡体制表



## 区画位置図

### 泉が丘公園分区園 区画図



## ロッカー位置図

ホワイトボード	1	4	7	10	13	16	19	22	25		棚
	2	5	8	11	14	17	20	23	団体用1		
	3	6	9	12	15	18	21	24	団体用2		

1 ページ  
出入口

